



答申第 97 号
令和 6 年 5 月 31 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄 亮



青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

令和 6 年 5 月 31 日付け青市町村第 174 号で諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

諮問事項

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について

(別紙)

次の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして追加することに、異議ありません。

○知事が本人確認情報を利用することができる事務

生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する「就職準備給付金」の支給に関する事務。(「進学準備給付金」の支給に関する事務を「進学・就職準備給付金」に改める。)